



# 市政情報

対…対象 日…日程 時…時間  
 場…場所 内…内容 講…講師  
 費…費用 定…定員 保…保育  
 申…申し込み 問…問い合わせ

記載のない市外局番は「072」



## お知らせ

「大阪防災アプリ」を活用しよう



大阪府域や岸和田市の気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、熱中症や線状降水帯、自治体からの避難情報など多様な防災情報に対応しています。雨雲の状況やハザードマップ、災害時における避難所への経路を確認できるほか、

スマートフォンのGPS機能を利用して、現在地の防災情報などをプッシュ通知で受け取れます。ぜひご利用ください。

問 危機管理課 ☎ 423 - 9437



### 本人通知制度をご存じですか

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付したことを登録者本人に郵送でお知らせする制度です。この制度により、委任状の偽造や不正請求の早期発見の効果が期待されます。希望者は市民課で登録してください（山滝支所、各サービスセンターでの登録不可。郵送での手続き可）。登録期間は無期限です。

問 本市の戸籍または住民基本台帳に記載がある(あった)人 **持ち物** 来庁者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの）、代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は全部事項証明書（戸籍謄本）などの資格を証明する書類  
 問 市民課住民担当 ☎ 423 - 9454

専用電話番号 ☎ 423 - 9751、市民課マイナンバーカードコールセンター ☎ 423 - 9509



### 市の情報発信についてのアンケート調査にご協力



本市では、広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を利用して、情報発信しています。この度、市の情報発信についての匿名アンケート調査（所要時間約10分）を実施します。QRコードより調査にご協力をお願いします。結果は後日、市ホームページに公開し、今後の情報発信に活用します。  
 問 広報広聴課広報担当 ☎ 423 - 9402



### 暮らしを便利に！マイナンバーカードを申請しよう

申請（顔写真の撮影無料）・受け取り、電子証明書の更新、暗証番号の再設定、住所・氏名などの変更に伴う券面事項変更などの手続きができます。事前予約制です。電話またはQRコードでご予約ください。カードの受け取りはお早めをお願いします。

#### ■延長開庁と休日開庁

日・時 延長開庁（3月で終了）…3月21日（休）午前9時～午後7時、休日開庁…3月10日（日）、4月14日（日）午前9時～正午

予約・問 マイナンバーカード予約

### 市役所への来庁不要

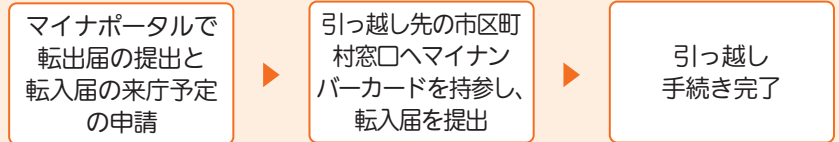
### マイナンバーカードで引っ越し手続き

マイナポータルから転出届（本市から他市区町村への引っ越し）の届け出ができます。

3・4月は窓口が大変混雑するため、オンライン手続きをぜひご利用ください。



手続きはこちら



※転入届の来庁予定日に申請した場合、当日中に手続きできない可能性があります。

問 電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）が有効なマイナンバーカードを持つ人

手続き期間 本市を転出する30日前から転出した日以降10日以内  
 ※次の場合は、マイナポータルから手続きはできません。①～③は窓口または郵送、④は窓口で手続きが必要です。①申請日が本市を転出した日から11日以上経過 ②日本国外への引っ越し ③代理人での手続き ④マイナンバーカードに有効な電子証明書が搭載されていない

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120 - 95 - 0178、市民課住民担当 ☎ 423 - 9454

### 3月1日（金）から

### 本籍地以外でも戸籍の証明書を請求できます

#### ■広域交付が始まります

3月1日（金）から、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍の証明書を請求することができます（本市は本庁のみ）。

取得できる証明書
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本、戸籍電子証明書提供用識別符号、除籍電子証明書提供用識別符号
※戸籍の附票、身分証明書、独身証明書、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
※一部事項証明書、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。
※識別符号は、今後パスポートの申請等で利用される予定です。

取得できる人 本人、配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）※郵送請求、委任状による代理請求は不可

必要なもの マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの本人確認書類

問 市民課総合窓口担当 ☎ 423 - 9455

■ 戸籍の届け出における戸籍謄抄本の添付不要化  
 婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届け出の際に、戸籍謄抄本の添付が原則不要となります。

問 市民課戸籍担当 ☎ 423 - 9453



詳しくはこちら